

第Ⅲ期公的統計基本計画の策定

- ◆ この計画は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議（議長：官房長官）が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、統計法に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（公的統計基本計画）を1年前倒しで改定するもの
- ◆ 総務省は、統計委員会答申（平成29年12月19日）を尊重して案を策定し、パブリックコメントを経て、第Ⅲ期の公的統計基本計画を今年度内に閣議決定。平成30年度から、統計委員会を中心に各府省一体となって統計改革を実現

公的統計基本計画 とは

- ◆ 根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆ 目的：政府全体として公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆ 改定手続：おおむね5年ごとに、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で、総務大臣が閣議請議（第Ⅲ期基本計画は平成30年度を始期）
- ◆ フォローアップ：毎年、基本計画の推進状況を取りまとめて公表。統計委員会において推進状況を評価

統計改革推進会議最終取りまとめ

1. EBPM推進体制の構築

2. GDP統計を軸とした統計改革・改善

3. ユーザー視点に立った統計システムの再構築・利活用推進

4. 統計業務・体制の見直し、基盤強化等

平成29年度

EBPM推進委員会設置

公的統計基本計画の前倒し改定

統計法制の見直し

平成30年度～

EBPMの実践

統計改革の実現・実行

第Ⅲ期公的統計基本計画の概要①

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

<基本的な方針> 統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- 1 EBPMや統計ニーズへの的確な対応
- 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする 府省横断的な統計整備の推進
- 3 國際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上
- 4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
- 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

施策展開

第2 公的統計の整備に関する事項

基盤

第3 公的統計の整備に必要な事項

【別表】
今後5年間に講じる具体的な措置・方策、担当府省、実施時期

第4 基本計画の推進
統計委員会による推進・支援

第Ⅲ期公的統計基本計画の概要②

第2 公的統計の整備に関する事項

【より正確な景気判断に資する統計の改善】

- 家計調査のオンライン家計簿の円滑な導入・機能拡充、情報提供の充実
- 四半期別法人企業統計調査の一部早期化に向けた実証検討
- 消費動向指数(CTI)の開発・改善
- CPIにおけるインターネット販売価格の採用拡大に向けた検討
- 毎月勤労統計調査におけるローテーション・サンプリングの全面導入による安定性の向上

【国民経済計算を軸とした横断的な統計整備】

- サービス関連統計調査を統合した経済構造実態調査(仮称)の創設・共管実施
- 国民経済計算の基礎となる産業連関表のSUT※1(供給・使用表)体系への段階的移行
- 生産物分類の段階的構築
- ビジネス サーベイの枠組みを活用した経済センサス中間年の統計整備
- 建設・不動産、医療・介護、教育の5分野の推計手法の改善・基礎統計の整備

【人口減少社会をより的確に捉える統計の整備】

- 国勢調査等における若年層を中心とする不在世帯等の対応、オンライン調査の利用促進等
- 学校基本調査等教育関連統計調査の改善
- 賃金構造基本統計調査の調査効率化に向け調査方法の見直し・公表の早期化等検討

【政策ニーズを反映した統計の整備】

- 地域観光統計の推計手法の改善、旅行形態の変化に対応した統計の改善
- 不動産登記簿情報の活用の可能性の検討

【グローバル化に対応した統計の整備】

- SDGs※2のグローバル指標の対応拡大

※1 SUT: Supply and Use Tables

※2 Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

第3 公的統計の整備に必要な事項

【統計作成の効率化及び報告者の負担軽減】

- ビッグデータを活用した経済指標の開発
- ICT技術を活用したオンライン調査の導入や回答率向上の更なる推進
- 統計ニーズや報告者の声に対する対応方策の公表と、そのフォローアップの実施

【統計の品質確保】

- 日本標準産業分類の改定に向けた検討
- 統計調査の民間委託の品質確保・向上
- 統計棚卸しを実施し業務効率化等により統計に関する官民コストを3年間で2割削減

【統計の利活用促進・環境改善】

- 調査票情報のオンサイト利用の拡充
- 調査票情報等の提供・活用に関するワンストップサービスを担う管理施設等の具体化
- e-Statへの登録データの拡大、機能強化(API機能等)の推進
- 基幹統計調査における企業等への立入検査等の積極的な実施

【統計リソースの確保・統計人材の育成】

- 統計改革に必要な統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置
- 人材の確保育成方針に基づき、若手研究者等外部人材の活用のため課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化

第4 基本計画の推進

【基本計画の推進体制】

- 各府省の統計を取りまとめる統計幹事を中心とした推進体制の整備
- 統計委員会に統計棚卸しチームを設置し、統計棚卸しを実施
- 統計委員会に評価チームを設置し、先端的・技術的課題の解決に向け検討

【各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進】

- 統計関連法制の見直しを踏まえ、取組を推進
- 国民に対し的確な情報提供、公的統計に対する国民の意見・ニーズの把握と反映の推進